

日本のアフリカゾウ保全及び象牙取引についての見解

1. 基本的な考え方

- (1) 日本は、ワシントン条約(CITES)決議 8.3「野生動植物の取引の利益の認識」に述べられている通り、種の存続を脅かさないレベルでの野生動植物の商業取引は、当該種と生態系の保全、及び地域住民の発展に貢献するものであると認識している。合法的に得られる象牙の取引についても同様であり、原産国及び消費国の双方をはじめとする関係国・国際機関において密猟や違法取引を助長させないような厳格な管理体制を構築することにより、アフリカゾウの種としての存続を図りつつ、地域の発展に貢献する取引が実現されることが望ましいとの立場である。
- (2) 我が国においては、近年、大規模な密輸事例や象牙需要そのものの増加は確認されておらず、国内取引制度に基づく全形保持象牙の登録本数・重量の増加がそれらに結びつくのではないかとの指摘は当たらない。

2. 現状

(1) 国内制度の概要

ア 水際規制

- (ア) 一部例外(アフリカゾウがCITESの適用を受ける1975年以前に取得された象牙)を除き、象牙の輸入は禁止となっている。
- (イ) CITES 附属書掲載種に該当する貨物を輸入通関できる空港・港湾等の税関官署を限定し、当該官署への専門官の配置及び関係省庁への照会体制の整備により、水際取締りの実効性確保に努力している。

イ 国内取引管理

- (ア) 2013年に、国内の象牙の取引を規制する法の改正を行い、違法取引に関する罰則の厳格化と広告規制を導入し、適切な管理に努めている。
- (イ) 国内で全形保持象牙の国内取引を行うためには、一本ごとに象牙が登録されている必要がある。右登録対象は国内に存在する全ての象牙、すなわち①アフリカゾウがCITESの附属書Iに掲載され商業取引が禁止された1989年以前に取得された象牙、②1990年以降に過去2回(1999年、2009年)のワンオフトレード等により合法的に輸入された象牙である。ワンオフトレードで輸入された象牙については、輸入直後に全ての象牙が登録されている。加工業者等が登録された全形保持象牙を購入した後、利用のためにカットし、全形を保持しなくなった場合には、全形保持象牙としての登録を取り消す必要がある。所持のみの場合は、登録は必要ではない。
- (ウ) 全形を保持していない象牙(カットピースや象牙製品)は、業者から当局への届出に基づく管理が行われる。カットピースや象牙製品の商業的な国内取引を行うた

めには、全ての製造者、卸売業者、小売業者は、氏名、住所、在庫量等を当局に届け出る必要がある。届出事業者は、取引内容を記録した「記載台帳」を作成し、当局に提出することが義務づけられている。

(2)取引(マーケット)の実情

ア 象牙需要の動向

2011 年度から 2014 年度の 4 年間のカットピース・端材の在庫量は、59,412kg, 47,546kg, 54,434kg, 55,005kg と推移している。また、2011 年から 2014 年の 4 年間に、登録が取り消された全形象牙量(主に象牙製品の原材料となっていると推定される)は、10,345kg, 8,523kg, 7,732kg, 5,668kg と推移している。在庫量の増加及び登録が取り消された全形保持象牙の重量の減少から、製品化される象牙の数量やその国内需要も伸びていないと推測される。

イ 輸入量／輸出量

(ア)輸入

日本にこれまでに輸入された全形保持象牙の量は、日本が CITES の締約国となった以降から象牙の国際取引禁止までの間(1981～1989)で、約 2,006トンと算出される(cites trade database より算出)。これに対し、登録制度が始まってから現在まで(1995～2015)に登録されている全形保持象牙は、累積約 305トン(含む 2 回のワンオフトレード分(約 89トン))にとどまり、輸入総量に比して小さいオーダーとなっている(注)。

(イ)輸出

登録された象牙であっても、そのまま輸出可能な象牙として認められるわけではなく、条約の規定に従った許可書の発給を経て日本から輸出された象牙は 1990 年から 2014 年までで 17 本のみである。

3. 今後の方針

我が国は、ゾウの密猟及び違法取引に対し、その脅威を根絶し、野生動植物全体の保護を図ることを念頭に、引き続き、ワシントン条約の誠実な実施に努めていくことを決意している。

(注)2011 年以降、全形保持象牙の登録本数・重量が増加しているが、その理由としては、①制度の周知、普及が進んだことにより、法の遵守のために自ら進んで登録を行うケースが増加したこと、②特に、過去に合法的に輸入された象牙について、所有者の死亡や高齢化に伴い、相続や譲渡が行われる場合が増加していることによるものと推認されるところ、登録本数・重量の増加自体に特段の問題があるとは考えていない。(了)